

高萩・北茨城広域事務組合行政不服審査法施行条例

平成28年3月25日

条例第1号

改正 令和元年10月9日条例第33号

(趣旨)

第1条 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(手数料の額)

第2条 法第38条第6項の規定により読み替えて適用される同条第4項（他の法令において準用する場合を含む。）の規定より納付しなければならない手数料（以下この条及び次条において「手数料」という。）の額は、次の各号に掲げる交付の方法の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号。次号において「政令」という。）第11条第1号又は第2号に掲げる交付の方法 用紙1枚につき10円（カラーで複写され、又は出力された用紙にあっては、20円）。この場合において、両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。

(2) 政令第11条第3号に掲げる交付の方法 同条第1号又は第2号に掲げる交付の方法（用紙の片面に複写し、又は出力する方法に限る。）によってするとしたならば、複写され、又は出力される用紙1枚につき10円

(手数料の減免)

第3条 審理員（法第9条第3項の規定により読み替えて適用される法第38条第5項の場合にあっては、審査庁。次項において同じ。）は、法第38条第1項（他の法令において準用する場合を含む。）の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人（次項において「審査請求人等」という。）が経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

2 手数料の減額又は免除を受けようとする審査請求人等は、当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を審理員に提出しなければならない。

(審査会の設置)

第4条 法第81条第2項の規定により、事件ごとに、高萩・北茨城広域事務組合行政不服審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(組織)

第5条 審査会は、委員3人以内で組織する。

2 委員は、非常勤とし、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた見識を有する者のうちから、事件ごとに、管理者が

委嘱する。

(任期)

第6条 委員の任期は、諮問の受付から調査審議の終結までの期間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第7条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第8条 審査会の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議は、管理者が招集する。

2 会長は会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(行政不服審査会における手続についての準用)

第10条 第2条及び第3条の規定は、法第81条第3項の規定により準用される法第78条第1項の規定による交付について準用する。この場合において、第2条中「第38条第6項の規定により読み替えて適用される同条第4項」とあるのは「第81条第3項の規定により読み替えて準用される法第78条第4項」と、第3条第1項中「審理員（法第9条第3項の規定により読み替えて適用される法第38条第5項の場合にあっては、審査庁。次項において同じ。）」とあるのは「高萩・北茨城広域事務組合行政不服審査会（以下「審査会」という。）」と「第38条第1項」とあるのは「第81条第3項において準用される法第78条第1項」と、同条第2項中「審理員」とあるのは「審査会」と読み替えるものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査会が定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和元年条例第 33 号）  
この条例は、公布の日から施行する。